

いじめ対策に関する取り組みについて

1 はじめに

令和3年12月、市内小学校において事案が発覚し、その後いじめ重大事態と認定した。令和5年12月、調査報告書を受け、芦屋市教育委員会（以下「市教委」という）では再発防止策を検討しました。

市教委は調査報告書に記載されている内容をしっかりと受け止め、そのための取り組みについては確実かつ継続的に取り組んでまいります。

2 再発防止についての取り組み

（1）こどもの人権に配慮した生徒指導について

市教委は教職員が「子どもの権利条約」や「こども基本法」の理解を十分したうえで人権に配慮した生徒指導ができるよう体制を整え、安心・安全な風土の醸成が築けるように支援する。学校教育法施行規則上にスクールカウンセラー（以下SC）・スクールソーシャルワーカー（以下SSW）が位置づけられたことを踏まえ、SC等の効果的ないじめ対応における活用を推進する。

（2）いじめを重大事態化させないための適切な初期対応

法のいじめの定義を限定解釈せず、いじめを判断する場合にいじめを受けている側に寄り添い、いじめにつながる行為を見逃さず、気づいた段階で情報共有を怠らないという態度を維持することが求められる。

市教委は法の理解を深め、学校が初期対応を円滑に進められるよう指導助言を行う。

（3）組織的・継続的な対応

情報共有を図る具体的な方法、伝達経路を適宜確認できるようにしておくことが必要である。そのことがあってこそ「いじめ対策組織を起点として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うこと」が可能となる。

学校いじめ対策組織が、いじめ未然防止、早期発見、事実確認、事案への対処等を的確に進めるために、管理職の強いリーダーシップの下、SCやSSWとの協働的な指導・相談体制を構築することができるよう市教委は支援する。

(4) 情報の「可視化」と「記録化」による情報共有

いじめ対応の評価と検証のために、いじめ問題に係る会議の記録を作成し、保存することは必須の作業である。また、教職員は、いじめ対応に当たって、まず対応経過の記録を正確に残すことが必須である。情報共有は個々ではなく、一堂に会して行う時間が必要である。以上のことを市教委は学校に対して周知徹底する。

(5) いじめ重大事態調査終了後の市教委・学校の対応と研修の充実

市教委は市内の全ての学校に向けて、教職員のいじめ対応力の向上に役立つ研修機会の提供や、各校のいじめ防止基本方針の内容及び実施状況等について確認し、必要な指導助言を行う。

また、今後実効性のあるいじめ対応を行っていくために、研修の質・量等の充実に図っていく。

(6) 実効的な「チーム学校」に求められる視点と姿勢

「一人で抱え込まない」、「どんなことでも問題を全体に投げかける」、「管理職を中心に、ミドルリーダーが機能するネットワークをつくる」、「同僚間での継続的な振り返り（リフレクション）を大切にする」といった姿勢を教職員及び多職種の専門家等が意識することにより、実効的に「チーム学校」を機能させていくことができる体制作りを市教委は支援していく。

(7) 関係機関やスクールロイヤーとの連携

市教委は問題が重大化してから外部弁護士に相談するというのではなく、初動段階から適切な助言を得られる体制の構築を目指す。

(8) いじめ対応におけるガバナンス（危機管理体制）

市教委は、いじめ対応が適切に行われるように平常時から外部の関係機関と連携が図れるように、学校組織の機能を検証し、効果的なサポートができるよう努めていく。

3 令和6年度新規事業について

(1) いじめ対応ケース事例研修

市内の全ての小中学校の全教職員を対象に、実際の事例などを基に弁護士や臨床心理士等の専門家を講師とした実践的ないじめ対応研修を実施します。

(2) 教育相談コーディネーター育成

市教委担当、教頭、生徒指導担当教員等を対象に、いじめ対応の際に中心となつて適切な対応ができるよう教育相談コーディネーターの育成を図ります。

(3) 弁護士によるいじめ防止に関する授業

小学校高学年（5・6年生）及び中学生の全学年を対象に、弁護士によるいじめ防止に関する授業を行うことで、いじめに直面した際にどのような行動をとるべきか等、法的な視点から学ぶために実施します。

(4) 子どもの実態把握ソフトウェアの導入

市内の小学校の1学年を対象に、子ども達の学校、適応感及びいじめなどの緊急対応の必要性の指標を図るためのソフトウェアを試験的に導入します。

表面上では見えない子どもたちの気持ちや心の健康度をデータで図り、いじめなどの未然防止及び早期発見を目的に導入します。

4 検証

芦屋市いじめ問題対策審議会において定期的に取り組み状況を報告し、市教委、学校の取り組みの検証を行い、適宜見直しを図ってまいります。